

平成20年 第1回(定例)日出町議会会議録(第3日)

平成20年3月18日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成20年3月18日 午前10時00分開議

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第1 発委第2号 米価の安定対策を求める意見書(案)の提出について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

追加日程第1 議長辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

追加日程第3 議席の一部変更について

追加日程第4 副議長辞職について

追加日程第5 選挙第2号 副議長選挙

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会報編集特別委員会委員の選任について

閉会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第1 発委第2号 米価の安定対策を求める意見書(案)の提出について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

追加日程第1 議長辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

追加日程第3 議席の一部変更について

追加日程第4 副議長辞職について

追加日程第5 選挙第2号 副議長選挙

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会報編集特別委員会委員の選任について

閉会の宣告

出席議員(15名)

1番	森 昭人君	2番	上野 公則君
3番	後藤 佑君	4番	白水 昭義君
5番	佐野 故雄君	6番	佐藤 済江君
7番	佐藤 隆信君	9番	荒金 啓治君
10番	佐藤 二郎君	11番	城 美津夫君
12番	相原 正和君	13番	辛島雄三郎君
14番	笠置 弘君	15番	笠置 久夫君
16番	佐藤 克幸君		

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長	阿部 幸義君	参事	松木俊一郎君
----	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 義見君	副町長	今宮 礼二君
教育長	藤田 政義君	総務課長	田代 重勝君
総務課長補佐	木付 尚巳君	財政課長	田ノ口信夫君
財政課長補佐	越智 好君	企画振興課長	工藤 要一君
税務課長	塩川 三次君	住民課長	堀田 義人君
福祉対策課長	北野 保信君	健康増進課長	垣迫 健君
生活環境課長心得	宇都宮敏樹君	商工観光課長	吉良 正英君
農林水産課長	古屋 尋明君	都市建設課長	小石 好孝君
下水道課長	恵良 知広君	会計管理者	阿部 長夫君
水道課長	井 哲夫君	農委事務局長	畑中 博司君
教育委員会管理課長 ...	土田 泰二君	生涯学習課長	岩尾 昭市君
国体推進課長	小野 剛君	監査事務局長	木付 和敏君

午前10時03分開議

議長（佐藤 克幸君） 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては13日間にわたる慎重に御審議いただき、また議会運営にも格段の御協力を賜り、本日最終日を迎えることができました。心からお礼を申し上げます。

開議の宣告

議長（佐藤 克幸君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

委員長報告

議長（佐藤 克幸君） 委員長報告を行います。今期定例会でそれぞれ所管の委員会に付託された議案、請願及び事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。総務常任委員会委員長 辛島雄三郎君。13番、辛島雄三郎君。

総務常任委員長（辛島雄三郎君） それでは、総務常任委員会からございまして、御報告を申し上げます。

当委員会は、今会期の日程に従いまして、7日、8日の両日にわたり、工藤町長、今宮副町長ほか関係者の出席をいただき、精力的に審議を行いました。よって、その報告をいたします。

議案第1号平成19年度日出町一般会計補正予算（第4号）は、年度の最終補正であり、事業

費等の確定により計数の整理であり、4,964万7千円の減額でございます。総予算額は、77億8,675万5千円となります。

歳入で町税の見込み違いによる減収を来とし、財源の不足を新たな町債をもって対応するということになりまして、工藤町政におかれましても財政改革ははまだ道半ばだ、このようなことに至って3億円の歳入不足ははなはだ遺憾に思うところでございます。経済の原則は「入るを計って出ざるを制する」、まさにこれを再認識し、今後十分に留意をするよう喚起をもって促すものでございます。

議案第8号平成20年度一般会計予算は、当初予算総額は77億4,400万円であり、対前年度比では3.2%、2億3,900万円の増でございます。歳入では回復基調に陰りが見られ、法人・町民税をはじめとした町税収入が伸び悩む一方、地方交付税は基準財政収入額が減少見込みであることにより、増収が見込まれています。歳出面では扶助費をはじめとする義務的経費が年々増大し、町独自の施策がますます困難になっております。

今後は、税収の増進等のために企業の立地等、一層の推進を願うものでございます。

以上、予算案2件につきましては全会一致で可決でございます。なお、この2議案につきまして、産業建設委員、社会厚生委員等から可決の報告をいただいております。

議案第19号日出町教育振興基金条例の制定につきましては、二階堂奨学基金を日出町の教育充実、施設の整備等のために充てる新たな条例の制定でございます。

議案第21号日出町行政組織条例等の一部改正については、水道課と下水道課を統合するものであります。

議案第33号日出町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、行政事務の一部を郵便局に指定する条例の制定でございます。

議案第34号日出町土地開発公社定款の一部変更については、公有地の拡大推進に関する法律の改正に伴う定款の一部改正でございます。

議案第35号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う同組合規約の変更については、これは竹田市が脱退をするということでございます。これまでの5議案は、条例のそれぞれ改正あるいは改定でございますので、全会一致で可決でございます。

閉会中に当委員会は産業建設常任委員会になりますので、財政等の事務調査をさせていただきます。

以上です。

議長（佐藤 克幸君） 産業建設常任委員会委員長 佐藤二郎君。10番、佐藤二郎君。

産業建設常任委員長（佐藤 二郎君） 産業建設常任委員会は、会期日程に従いまして、委員会室において委員全員出席のもと、関係課長より付託されました議案の説明を求め、慎重に審査を

いたしましたので、その結果の御報告を申し上げます。

まずはじめに、議案第3号平成19年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、今回の補正は公共下水道事業債の金利の高いもの、5%から7%を2%から2.2%に借り換え、繰り上げ償還する4億423万2千円が主なもので、予算総額は歳入歳出12億7,551万9千円となっております。審査の結果、可決でございます。

議案第4号平成19年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、浄化センター管理費の最終処分手数料190万円の減額が主なものであり、可決でございます。

次に、議案第5号平成19年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、現年度分の使用料の減額、歳出では最終処分手数料12万円の増額が主なものでありました。不足分を一般会計よりの繰入金で処理するという補正予算であり、全員一致で可決でございます。

次に、議案第7号平成19年度日出町水道事業会計補正予算についてですが、今回の補正は国の特別措置として公的資金補償金免除繰上償還が認められた高金利7%以上の1億2,906万3千円の公的資金について、補償金免除の繰り上げ償還をするものが主な補正でございました。審査の結果、可決でございます。

次に、議案第10号平成20年度日出町簡易水道特別会計予算についてでございます。歳入では、使用料900万円、繰入金約430万円、歳出では豊岡簡水、南端簡水の管理費が主なものであり、歳入歳出1,335万9千円でございました。可決でございます。

次に、議案第11号平成20年度日出町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。歳入では、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計よりの繰入金、公共下水道事業債が主なものでございました。特に、今年度認められたように、高金利分の繰り上げ償還のため借換債分5億7,280万円が組まれておりました。歳出では、国道10号線の拡幅に伴う堀から警察署間の面整備の測量試験委託料、工事請負費では汚水管線工事、面整備工事として7,100万円を計上されております。

施設整備として、浄化センターの施設増設計画に伴う委託料3,660万円、公債費におきましては繰り上げ償還分を含め9億2,953万円等が主なものでありました。慎重審査の結果、可決でございます。

次に、議案第13号平成20年度日出土地区画整理事業特別会計予算につきましては、日出土地区画整理事業は既に終了しております。20年度の予算は、清算に伴う予算となっております。歳入は、清算徴収金と繰入金が主なものでございます。歳出は、元利4,366万1千円でございます。可決でございます。

次に、議案第14号平成20年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。本予算は、使用料と繰入金が主な歳入で、あわせて金利の高い事業債を低金利に借り換えるための町債

が計上されております。歳出では、処理場運転管理委託料、最終処分手数料が主なものでございました。なお、今年度より事業債の借り換えに伴う繰上げ償還が認められ、公債費4,657万9千円が計上されておりました。審査の結果、可決でございます。

次に、議案第15号平成20年度日出町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入は使用料、繰入金がやはり主なものでございます。歳出は、処理場運転管理委託料、最終処分手数料が主なものでございました。審査の結果、可決でございます。

次に、議案第18号平成20年度日出町水道事業会計予算について報告をいたします。予定量、給水戸数9,530戸、年間総給水量306万トン、1日平均給水量8,385トン、事業費で4億702万1千円でございます。

特に、建設改良費に伴うこれまでの企業債を低金利で借り換え繰り上げ償還されておりました。平成20年度の改良工事費では、藤原中部の10号線配水管布設替え、大神原山地区配水管布設、川崎内野地区配水管布設等の工事の予算化がされております。慎重審査をした結果、可決でございます。

次に、議案第23号日出町手数料条例の一部改正についてでございます。国の地方分権改革に伴う権限移譲が進められる中、大分県より日出町に権限移譲された租税特別措置法に基づく事務として、優良宅地及び優良住宅の認可申請事務を日出町が行うための条例の整備であり、可決でございます。

議案第28号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。これは、現在日出町営住宅に入居する際に連帯保証人が1名必要となっております。これを2名にするというものであり、理由として近年長期入居者の中に保証人がいなくなっている場合があり、緊急時に連絡がとれない等支障があるとの説明がございました。慎重に審査をした結果、可決であります。

議案第31号町道廃止について、あわせて議案第32号町道の認定については関連がありますので、あわせて報告をさせていただきます。議案第31号の路線名、下中屋敷線の廃止は、県営事業に伴う広域道の整備によりこの路線の一部を取り込んだため、一度本路線を廃止し、残りの部分219メートルを議案第32号において新たに下中屋敷線として認定するものであります。

愛宕相原線は、藤原地区相原で延長798メートルを農免道として県営事業として整備されたものを、日出町に移管されたものでございます。広域川崎大神線は3,325メートル、川崎東小深江より大神軒ノ井まで、広域真那井線は1,500メートルを真那井から大神照川まで、広域照川線は670メートル、大神照川区内、この3路線は日出地区広域農道として県営事業として整備され、本年度日出町に移管されたものであります。5路線につきましては、現地を確認し

審査した結果、全員一致で認定することに決しました。議案第31号町道の廃止及び議案第32号町道の認定については、可決であります。

次に、請願受付番号第1号、米価の安定対策を求める請願について報告をいたします。この請願につきましては、るる意見がありましたが、現在の日出町の農業を取り巻く環境は大変厳しい現況下であり、稲作農家には死活問題であることは意見が一致したところでございます。また、食の安全についても大きな問題が提起されてることから、請願の趣旨に賛同できるということで採択といたしました。

陳情受付番号第2号町有道路の拡幅については、本陳情は町道鳴川今井線の豊岡西の二区約250メートルであります。現地を調査した結果、地元関係者よりの用地の提供もあるとの説明、陳情書に記載をされておりますよう緊急自動車の通行ができなく、また生活道路として支障を来たす状況であり改良が急務と意見が集中いたしました。審査の結果、全員一致で採択と決しました。

なお、議案第1号平成19年度日出町一般会計補正予算、議案第8号平成20年度日出町一般会計予算につきましては、所管に係る部分につきまして可決の旨、総務委員長に報告したところでございます。

以上、今期定例会におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案14件、請願1件、陳情1件の審査の報告といたします。

なお、当委員会は次期社会厚生常任委員会に所管がえになりますので、閉会中に高齢者福祉について、及び所管にかかわる調査を行いたいのので議会の御承認をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤 克幸君） 社会厚生常任委員会並びに議会報編集特別委員会委員長 上野公則君。2番、上野公則君。

社会厚生常任委員長並びに議会報編集特別委員長（上野 公則君） 社会厚生常任委員会に付託されました議案等の審査結果を御報告いたします。

議会開会中の3月11日、12日、13日の3日間、町長、教育長、担当課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案14件、同意1件、陳情1件について審査をいたしました。

まず、議案第2号平成19年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、特定健診用のパソコン2台とプリンターの購入費が主なもので、全会一致で可決であります。

議案第6号平成19年度日出町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、不用額の精算が主なものであり、全会一致で可決であります。

議案第9号平成20年度日出町国民健康保険特別会計予算については、予算の総額が前年度比1.2%増の28億7,374万円となっております。

歳入で、後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳以上の国民健康保険加入者が後期高齢者医療に移行しますので、保険税収入が前年度比26%、2億2,685万円減少する見込みです。

歳出では、新たに後期高齢者支援金等2億6,434万円、特定健康診査等事業費、前期高齢者納付金等が計上されたもので、賛成多数で可決であります。

議案第12号平成20年度日出町老人保健特別会計予算については、予算の総額が3億190万円となっており、前年度当初予算と比較すると22億8,167万円の大幅な減となっております。

主な理由は、平成20年4月実施の後期高齢者医療制度への移行により、医療給付費が1カ月相当分となるためです。

歳入では、医療費交付金1億5,100万円、老人医療費国庫負担金1億円が主なもので、歳出では老人医療給付費2億8千万円が主なものです。賛成多数で可決であります。

議案第16号平成20年度日出町介護保険特別会計予算については、保険事業勘定で予算編成の基礎となる給付費及び地域支援事業費を第3期事業計画での計画費で計上し、総額は19億3,687万円、0.8%の増となっております。

歳出では、保険給付費18億5,573万円が主なものです。また、介護サービス事業勘定の当初予算の総額は、1,704万円です。平成20年度より地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント報酬分を区分しております。

歳入で、介護予防給付費収入、一般会計繰入金、歳出では一般管理費、介護予防サービス計画作成委託料を計上しております。賛成多数で可決であります。

議案第17号平成20年度日出町後期高齢者医療特別会計予算については、平成20年4月実施の後期高齢者医療制度により、町が後期高齢者医療保険料を徴収し、その保険料等を後期高齢者医療広域連合納付金として大分県後期高齢者医療広域連合会へ支払うこと、また保険料徴収に伴う事務事業の会計として創設され、予算の総額は2億6,188万円です。歳入については、保険料1億9,290万円、一般会計繰入金6,897万円等となっております。歳出については、一般管理費165万円、後期高齢者医療広域連合会納付金2億6,022万円等を計上しています。賛成多数で可決であります。

議案第20号日出町後期高齢者医療に関する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律が4月1日に施行されることに伴い、保険料の徴収事務等は市町村で行うこととされておりますので、新たに条例を制定するものであり、賛成多数で可決であります。

議案第22号各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正については、公害対策審議会委員の項を削り、心身障害児童就学指導委員を心身障がい児適正就学指導委員に改め、委員名称の変更に伴い条例を整備するものであり、全会一致で可決であります。

議案第24号日出町重度心身障害者医療費の支給に関する条例等の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行され、従前の老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行されます。これに伴い、用語の追加及び変更等が必要となるので所要の条例改正を行うものであり、賛成多数で可決であります。

議案第25号日出町ストーマ装具助成金の給付に関する条例の廃止については、ストーマ装具は平成18年10月に施行された障害者自立支援法に基づき、利用者負担額が原則1割負担となったので、大分県ストーマ装具助成事業が平成19年度末で廃止されることに伴い条例を廃止するものであり、全会一致で可決であります。

議案第26号日出町国民健康保険条例の一部改正については、葬祭費の二重支給の調整について定め、また高齢者の医療の確保に関する法律に基づき4月から医療保険者は40歳以上の加入者に対し、特定健康診査等を実施することが義務づけられましたので所要の条例改正を行うものであります。賛成多数で可決であります。

議案第27号日出町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、介護保険法施行令に伴い、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長したいので所要の条例の改正をするものであり、全会一致で可決であります。

議案第29号小学校の設置に関する条例等の一部改正については、学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年12月26日から施行されたことに伴い、条項の移動を生じたので所要の条例整備を行うものであり、全会一致で可決であります。

議案第30号幼稚園の設置に関する条例の一部改正については、日出町立藤原幼稚園赤松分園の廃止に伴い条例を整備するものです。赤松分園は、設立から52年が経過し、社会情勢の大きな変化により少子高齢化が急速に進み入園対象児が減少し、入園児の確保が困難な状況となっていました。赤松区と協議を重ねてきましたが、このたび廃園することについて合意に達したので条例の改正をするものであり、全会一致で可決であります。

同意第2号日出町立藤原幼稚園赤松分園の用途廃止については、廃園することで地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の規定により同意を求めるものであり、全会一致で同意といたしました。

陳情第1号南端地区廃棄物中間処理施設の建設反対に対する陳情書については、2月29日、施設建設事業者より廃棄物の中間処理施設建設について、地元の反対もあり状況を見るため時間を置きたいので、計画について一時凍結をする旨の連絡があり、審査の結果、全会一致で採択といたしました。

次に、所管事項であります。議案第1号平成19年度日出町一般会計補正予算(第4号)については、各不用額の調整が主なものであり、可決とする旨を総務常任委員長に報告したところで

す。

また、議案第8号平成20年度日出町一般会計予算については、4月1日から新たな制度として始まり、後期高齢者医療事業費、障害者自立支援給付事業、次世代育成支援対策事業、放課後児童健全育成事業等を引き続き実施し、10月より試行開始した安全・安心メール配信システムの維持経費を計上しております。

また、川崎地区の臭気測定委託料、中央公民館管理業務委託料、乳児の健全育成のため、こどもには赤ちゃん事業が新規計上されており、可決とする旨を総務常任委員長に報告したところであります。

次に、所管部分についての社会厚生常任委員会で審査した事項を報告いたします。最初に図書館ですが、開館時間の件を前定例会で現行8時45分から16時45分までを10時から18時までとする変更を検討していると報告しましたが、4月から周知期間、6月ないし7月からを試行期間として21年度から完全実施する予定であると報告を受けました。

そのほか、前定例会でも図書費が年々少なくなっている、図書費を減らさぬよう要望していたところでしたが、予算で88万7千円の減額、前年対比23%減となっています。町民1人当たりの図書費が100円を切り、県下でワーストスリーになっているとのこと。歴史と文教の町としては情けないことではありませんか。学力向上を含め、苦言を呈したところであります。

次に、給食センターの報告をいたします。給食センターで、特に審議されたのが前回に引き続き食の安全についてです。中国の冷凍ギョーザやまたまた出てきた賞味期限の改ざん、何を信用すればよいのか、センターとしては疑わしい食品メーカー、食材について詳細に調査し、一切センターには持ち込まれていないとの説明でした。

でも、いつかどこか可能性はないわけではありません。まずは、生産者の顔が見える地産地消に努力すべきではないか。年々増加傾向にあるというが、農協、漁協、生産者を含め連携を持ちながら日出町で生産された食材を最大限使用し、子供の食育を強く要望したところであります。

次に、教育委員会管理課の報告をいたします。特に議題となったのが、豊岡小学校の耐震の問題です。昨年5月の学校巡視のときは、ちょうど群発地震の最中、豊岡小学校訪問中で大変恐怖感を覚えたわけですが、それ以降、ことあるごとにその後どうなったのかと聞いてみましたが変化なく、今回ついに激怒する委員もおられました。まちづくり交付金事業もいいが、まずさきに子供たちの安全を守る方が最優先ではないか。日出中学校も含め、公共施設の安全点検や施設整備を再度強く要望したところであります。

なお、当委員会は総務常任委員会に移行するわけですが、議会閉会中に財務についての所管事務調査並びに5月下旬に関東方面へ行財政改革の推進についての行政視察を行いたいので、議会の承認をお願いいたします。

以上で、社会厚生常任委員会の報告を終わります。

引き続きまして、議会報編集特別委員会の報告をいたします。

3月14日に、議会報編集特別委員会を開催し、議会だよりNO.72の役割分担を決定し編集にとりかかりました。閉会中に引き続き議会だよりNO.72の編集を行いたいと思いますので、議会の承認をお願いいたします。

以上で、議会報編集特別委員会の報告を終わります。

議長（佐藤 克幸君） 議会運営委員会委員長 笠置弘君。14番、笠置弘君。

議会運営委員長（笠置 弘君） 議会運営委員会は次期議会開会前に委員会を開会いたしたいので、議会の承認を願います。

議長（佐藤 克幸君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

議長（佐藤 克幸君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） なければ、これで質疑を終わります。

討論

議長（佐藤 克幸君） これより討論を行います。まず、原案に反対の発言を許します。7番、佐藤隆信君。

議員（7番 佐藤 隆信君） 7番、佐藤隆信です。原案に対しての反対討論を行います。

議案第1号、第2号、第9号、第12号、第16号、第17号、そして20号、24号、26号、27号は、後期高齢者医療制度に関する予算並びに項目です。2008年4月から実施される後期高齢者医療制度は、現行制度の保険とは大きくかわり、75歳以上の医療保険を別枠として年金から天引き、年額わずか月1万5千円以上の人、そしてまた扶養家族からは外れ直接本人が支払う、一人一人が保険料を支払うようになります。保険料の改定は2年ごとに行い、医療費が高くなればその市町村の保険料が上がる仕組みになっています。

保険料が払えなければ、75歳以上であっても保険証を取り上げる。現在は、70歳以上は取り上げないことになってる。受ける医療が制限され、年金わずか3万円の人でも国保と介護保険で3,500円は年金から天引きされます。これで本当にお年寄りが生活できるでしょうか。つまり、この制度がつくられた目的は、75歳以上の高齢者を国民健康保険や健康保険から切り離し、保険料値上げか、それが嫌なら医療制限をという選択に追い込んでいく制度です。

国のために営々と働いてきたお年寄りを最後になって姥捨て山に捨てていいのか。私はこういうひどい制度は中止をし、廃案にすべきだと思います。全国の507以上の自治体で、自民党の議員も含めて、この制度の中止や廃案の意見書が採択されています。

次に、平成20年度一般会計予算について、後期高齢者医療制度に関する各種負担金、拠出金に反対します。

次に、市街地整備まちづくり交付金事業1億2,009万3千円について、この事業はやっと財政が少しずつ改善されようとしているとき、本当に住民が望んでいる事業が疑問に思います。

今、社会厚生委員長が言われましたように、豊岡の学校にいたっては本当に危ない、いつ崩れるかわからない、そういう状況も起きています。特定の人たちの趣で行っているとしか思えない。そしてまた、学校の付近の道路は狭くなり、子供たちの通学にも問題があると思います。車の通行を禁止するようにするのでしょうか。

また、市内のまちづくり計画とも本当に連動されているとは思えないのです。観光会館の維持管理費が、どれくらいかかるのか明らかにはされていないのも問題です。観光客がそんなに増えるとは思われません。そんな予算があるのなら、第1次産業や福祉、教育にお金を使うべきだというふうに思います。この議案第8号に反対をいたします。

これで、反対討論を終わります。

議長（佐藤 克幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） これで討論を終わります。

採決

議長（佐藤 克幸君） これより採決を行います。議案第1号平成19年度日出町一般会計補正予算（第4号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号平成19年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第2号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号平成19年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第3号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号平成19年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号平成19年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号平成19年度日出町介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号平成19年度日出町水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第7号については、委員長の報告のと

おり可決されました。

議案第 8 号平成 20 年度日出町一般会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第 8 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 9 号平成 20 年度日出町国民健康保険特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 10 号平成 20 年度日出町簡易水道特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第 10 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 11 号平成 20 年度日出町公共下水道事業特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第 11 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 12 号平成 20 年度日出町老人保健特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第 12 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 13 号平成 20 年度日出町地区画整理事業特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を

願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第13号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号平成20年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第14号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号平成20年度日出町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第15号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号平成20年度日出町介護保険特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号平成20年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第17号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号平成20年度日出町水道事業会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第18号については、委員長の報告の

とおり可決されました。

議案第19号日出町教育振興基金条例の制定について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第19号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号日出町後期高齢者医療に関する条例の制定について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号日出町行政組織条例等の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第21号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号日出町手数料条例の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号日出町重度心身障害者医療費の支給に関する条例等の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号日出町ストーマ装具助成金の給付に関する条例の廃止について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号日出町国民健康保険条例の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号日出町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手多数です。したがって、議案第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号小学校の設置に関する条例の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号幼稚園の設置に関する条例の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号町道の廃止について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号町道の認定について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号日出町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号日出土地開発公社定款の一部変更について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う同組合規約の変更について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、議案第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 克幸君） 起立全員です。したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

同意第2号日出町立藤原幼稚園赤松分園の用途廃止について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。この表決については、地方自治法第244条の2第2項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は15人であり、出席議員の3分の2は10名です。本件について、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 克幸君） ただいまの起立者は3分の2以上です。したがって、同意第2号日出町立藤原幼稚園赤松分園の用途廃止について同意を求める件は、同意することに決定しました。

お諮りします。今期定例会において、産業建設常任委員会に付託された請願第1号大分県竹田市大字福原1446番地、大分県農民運動連合会代表者、阿部浩三氏より提出の米価の安定対策を求める請願について採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。今期定例会において社会厚生常任委員会に付託された陳情第1号日出町大字南畑3799番地の1、薄尾区長、阿部詞雄氏ほか3名より提出の南端地区廃棄物中間処理施設の建設反対に関する陳情書を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。今期定例会において、産業建設常任委員会に付託された陳情第2号日出町大字豊岡2521番地5、西の二区長、猪須嘉宏氏ほか2名より提出の町有道路の拡幅についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。総務常任委員会委員長から申し出の次期産業建設常任委員会における閉会中に

所管部分の予算等の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員会委員長から申し出の次期産業建設常任委員会における閉会中に所管部分の予算等の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認されました。

お諮りします。産業建設常任委員会委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会における閉会中に高齢者福祉についてと所管事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会における高齢者福祉についてと所管事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認されました。

お諮りします。社会厚生常任委員会委員長から申し出の次期総務常任委員会における閉会中に財務について所管事務調査並びに5月下旬に関東方面へ行財政改革の推進について行政視察を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、社会厚生常任委員会委員長から申し出の次期総務常任委員会の財務について所管事務調査並びに5月下旬に関東方面へ行財政改革の推進について行政視察を行う件は、委員長の申し出のとおり承認されました。

お諮りします。議会報編集特別委員会委員長から申し出の閉会中に議会だより72号の編集については、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中に議会だより72号の編集については、委員長の申し出のとおり承認されました。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申し出の閉会中に次回の議会運営について審査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長から申し出の閉会中に次回の議会運営について審査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認されました。

日程第1．発委第2号

追加議案に対する趣旨説明

議長（佐藤 克幸君） 日程第1、発委第2号米価の安定対策を求める意見書（案）の提出についてを上程し、議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。産業建設常任委員会委員長 佐藤二郎君。佐藤二郎君。
産業建設常任委員長（佐藤 二郎君） 米価の安定対策を求める意見書（案）の提出についての趣旨の説明を申し上げます。

平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少する中で、生産調整の実行性が確保できず、作況指数が99でありながら大幅に下落する異常事態となりました。政府は緊急対策を打ち出し、米価下落に歯どめがかかったものの、緊急対策だけでは生産者が安心して米を生産し、国民に安定供給できる保障はありません。平成20年産米については、全国で10万ヘクタールの生産調整の拡大が求められており、米が基幹産物である大分県の稲作農家には深刻な不安が広がっております。

よって、米の安定供給と食料自給率の向上は急務であり、抜本的な米価安定対策が不可欠であるため、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣に対し意見書を提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤 克幸君） 以上で、趣旨説明を終わります。

お諮りします。本日は、日程の都合上、委員会付託を省略して審議をいただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩します。会議室にお集まりください。

午前11時09分休憩

.....
午前11時19分再開

議長（佐藤 克幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加議案に対する質疑

議長（佐藤 克幸君） これから追加議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） これで質疑を終わります。

討論

議長（佐藤 克幸君） これから討論を行います。まず、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 克幸君） これで討論を終わります。

・ ・

採決

議長（佐藤 克幸君） これから、採決を行います。発委第2号米価の安定対策を求める意見書（案）の提出について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 克幸君） 挙手全員です。したがって、発委第2号米価の安定対策を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

・ ・

追加日程第1．議長辞職について

議長（佐藤 克幸君） この際、私は一身上の都合により、議長を辞したいので許可をされるようお願いいたします。副議長の登壇をお願いします。

〔議長退席、副議長着席〕

副議長（荒金 啓治君） 初めての登壇でありますので、皆様、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、議長の職務を行います。ただいま、議長、佐藤克幸君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（荒金 啓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職について日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議長辞職について、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤克幸君の退場を求めます。

〔佐藤克幸君退場〕

副議長（荒金 啓治君） 事務局長に辞職願を朗読させます。阿部事務局長。

事務局長（阿部 幸義君） 辞職願、このたび一身上の都合により、日出町議会議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。平成20年3月18日、日出町議会副議長、荒金啓治様。日出町議会議長、佐藤克幸。

副議長（荒金 啓治君） お諮りいたします。佐藤克幸君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（荒金 啓治君） 異議なしと認めます。したがって、佐藤克幸君の議長の辞職を許可することに決定しました。佐藤克幸君の入場を許します。

〔佐藤克幸君入場〕

・ ・

追加日程第2・選挙第1号

副議長（荒金 啓治君） お諮りします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（荒金 啓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

三役及び総務課員を除く説明員の方は御退席をいただきます。

13番、辛島雄三郎君。

議員（13番 辛島雄三郎君） 議長の選挙におかれましては、暫時休憩をとり、全会一致で推選をするような機会をつくっていただきたいというふうにお願いします。

副議長（荒金 啓治君） しばらく休憩をいたします。

午前11時25分休憩

.....

午前11時38分再開

副議長（荒金 啓治君） 休憩前に引き続き、追加日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（荒金 啓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（荒金 啓治君） 異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に佐藤二郎君を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名しました佐藤二郎君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（荒金 啓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐藤二郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤二郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。佐藤二郎君、議長当選の承諾とごあいさつをお願いします。佐藤二郎君。

議員（10番 佐藤 二郎君） ただいま指名推選によりまして、議長に当選をさせていただきました佐藤二郎であります。

今、国の地方分権改革が進められる中、地方の行財政は逼迫をしております。自主自立、そして自己決定、自己責任と、町政には大きな責任を持たされております。私ども議会は、町政のチェック機能はもとよりでございますが、町民福祉の向上、そして行政サービスの充実を図らなければなりません。

工藤町政のもと、議会と町政が一体となり邁進しなければならないと考えます。私ごと、もとより浅学非才、もとより若輩でございます。どうか、議員の皆様方にはこれまで以上の御指導・御協力を賜りながら議会運営に努めてまいりたいと思います。

ここに立ち、改めて職の重責を感じております。議長としての就任の承諾とあいさつとしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

副議長（荒金 啓治君） これで議長の職務を解任させていただきます。御協力ありがとうございました。（拍手）

佐藤新議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

議長（佐藤 二郎君） 会議を続けます。

追加日程第3．議席の一部変更について

議長（佐藤 二郎君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

今回、議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。10番、佐藤二郎を16番に、16番、佐藤克幸君を11番に、11番、城美津夫君を10番に、それぞれ変更いたします。

議席の移動を行いますので、しばらくお待ちください。

〔議席の移動〕

議長（佐藤 二郎君） 会議を続けます。

追加日程第4 . 副議長辞職について

議長（佐藤 二郎君） ただいま副議長、荒金啓治君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職について、日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第4、副議長辞職について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により荒金啓治君の退場を求めます。

〔荒金啓治君退場〕

議長（佐藤 二郎君） 事務局長に辞職願を朗読させます。阿部事務局長。

事務局長（阿部 幸義君） 辞職願、このたび一身上の都合により、日出町議会副議長を辞職したいので許可されるようお願いします。平成20年3月18日、日出町議会議長、佐藤二郎様。日出町議会副議長、荒金啓治。

議長（佐藤 二郎君） お諮りします。荒金啓治君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、荒金啓治君の副議長の辞職を許可することに決定しました。荒金啓治君の入場を許します。

〔荒金啓治君入場〕

追加日程第5 . 選挙第2号

議長（佐藤 二郎君） お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第5、選挙第2号副議長選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで準備のため休憩といたします。会議室にお集まりください。

午前11時50分休憩

午後2時04分再開

議長（佐藤 二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5、選挙第2号副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に佐野故雄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました佐野故雄君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました佐野故雄君が副議長に当選されました。

ここに、副議長に当選されました佐野故雄君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、副議長当選の承諾とあいさつをお願いいたします。佐野故雄君。

議員（5番 佐野 故雄君） 一言お礼を申し上げます。ただいま、議長より副議長推選ということで当選をさせていただきました。本当に光栄に思っております。ありがとうございます。

私も、まだまだ未熟でありますので、先輩議員の皆様方、また同僚議員の皆様方の御指導・御鞭撻のもとによりまして、日出町の発展のためはもとより、日出町議会の副議長として、議長の

補佐をしながら一生懸命に頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（佐藤 二郎君） ただいま町長より発言の申し出がありましたので、許可します。町長。

町長（工藤 義見君） ただいま、議長・副議長選挙が行われまして、それぞれ退任、新たな選任がありましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

佐藤克幸前議長におかれましては2年間、荒金啓治前副議長におかれましては1年間、日出町議会議長あるいは副議長として日夜多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございました。これまでの御功績に敬意を表しながら、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも日出町発展のため、ますます御活躍されますよう御祈念申し上げる次第でございます。

また、今後引き続き町政に対しましても、これまで同様、御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、同様に、議長選挙、副議長選挙が行われましたが、佐藤二郎議員におかれましては議長へ、また佐野故雄議員におかれましては副議長へ、それぞれの御就任のこと誠におめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

私ども執行部といたしましても、新しい体制となりました議会の皆様の御指導と御協力をいただきながら、心を新たにして今後の町政運営に誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

御承知のとおり、現在の我が国は原油の高騰、最近の急激な円高、低迷する株価等により先行き不透明な経済状況にあります。これに伴いまして、国、地方とも深刻な財政状況により歳出を抑制するなど、地方自治体を取り巻く環境は依然として好転の兆しが見られません。

このような状況であります。今期定例会に提案いたしました平成20年度の当初予算は、歳入の確保に苦慮した面もございますが、町民皆様に明るい展望の持てるまちづくりの方向性が見えるよう編成したものでございます。

新議長・副議長のもとで、より一層町民の皆様の御期待にこたえるよう全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。佐藤二郎新議長、佐野故雄副議長におかれましては、御健康に御留意いただき、日出町のさらなる発展のため御活躍されますよう心からお祈り申し上げ、御就任のお祝いとさせていただきます。

おめでとうございます。（拍手）

追加日程第6．常任委員会委員の選任について

議長（佐藤 二郎君） 次に、追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、日出町議会委員会条例第6条第

1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任されました。

なお、ただいま選任されました常任委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第1項の規定により1年で、平成20年4月7日から平成21年4月6日までであります。これより、各委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

委員長、副委員長の互選が終了するまで、しばらく休憩をいたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

議長（佐藤 二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長、副委員長の互選が終了しましたので、その結果を報告いたします。総務常任委員会委員長に笠置弘君、同副委員長に佐藤隆信君、産業建設常任委員会委員長に白水昭義君、同副委員長に城美津夫君、社会厚生常任委員会委員長に笠置久夫君、同副委員長に後藤佑君、以上のとおり互選されました。

以上で、常任委員会委員の選任を終わります。

追加日程第7．議会運営委員会委員の選任について

議長（佐藤 二郎君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。任期満了による後任の議会運営委員会委員の選任につきましては、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、相原正和君、佐野故雄君、笠置弘君、白水昭義君、笠置久夫君の5名を指名します。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の方が議会運営委員会委員に選任されました。

ただいま選任されました委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第1項の規定により1年で、平成20年4月7日から平成21年4月6日までであります。

議会運営委員会委員長、副委員長の互選を行います。互選が終了いたしましたので、その結果の報告を申し上げます。議会運営委員会委員長に、相原正和君、副委員長に笠置弘君、以上のと

おり互選されました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

追加日程第 8 . 議会報編集特別委員会委員の選任について

議長（佐藤 二郎君） 追加日程第 8、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。任期満了による後任の議会報編集特別委員会委員の選任につきましては、日出町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により指名をいたします。議会報編集特別委員会委員に、5 番、佐野故雄君、1 番、森昭人君、9 番、荒金啓治君、2 番、上野公則君、3 番、後藤佑君、1 6 番、佐藤二郎を指名します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました 6 名の方が議会報編集特別委員会委員に選任することを決定いたしました。

委員の任期は、日出町議会報編集特別委員会規定により 2 年です。平成 2 0 年 4 月 7 日から平成 2 2 年 4 月 6 日までであります。

議会報編集特別委員会委員長、副委員長の互選を行います。

互選が終了しましたので、その結果の報告を申し上げます。議会報編集特別委員会委員長に森昭人君、同副委員長に荒金啓治君、以上のとおり互選されました。

以上で、議会報編集特別委員会委員の選任を終わります。

ここで、議長を退任するに当たり、佐藤克幸君より発言を求められましたので、許可します。佐藤克幸君。

議員（1 1 番 佐藤 克幸君） 議長を辞するに当たり、一言お礼を申し上げたいと思います。

伝統ある日出町議会議長として 2 年間、大過なく務めさせていただきましたのは、荒金副議長、特にお世話になりました。また議員各位におかれましては、本当に至らぬ私を補佐していただき大過なく過ごさせていただいたことを感謝申し上げます。

また、町長以下執行部の皆さん方におかれましては、本当に補佐していただき、大変ありがとうございました。感謝を申し上げます。

日出町にとっては、大変厳しい行財政改革が行われております。今後とも、町長はじめ素晴らしいアイデアのもとに、日出町がより素晴らしい町になるよう御祈念申し上げるところであります。

新しくなられました正副議長におかれましては、本当に素晴らしい正副議長の誕生です。今後とも日出町議会も発展することと御期待を申し上げて、大変お世話になった皆さん方にお礼を申

し上げて、感謝の言葉といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（佐藤 二郎君） 続きまして、副議長を退任するに当たり、荒金啓治君より発言を求められましたので許可いたします。荒金啓治君。

議員（9番 荒金 啓治君） 副議長を退任するに当たり、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

本来なら、議長を補佐する立場だったわけですがけれども、佐藤議長もう大変よくしていただきまして、逆に補佐役が議長の足を引っ張ったような形になりましたけども、皆さん方、おかげで協力をしていただきまして、無事に1年間副議長という役を終了することができました。本当に、皆さん方には感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、町長をはじめ皆さん方の御協力を得まして、大過なく終わったことを今ほっとしている状況であります。

今後は、また1議員となりましたけれども、新体制のもとで惜しまぬ手助けをしながら頑張っ
てまいりたいというふうに思っております。本当に1年間どうもありがとうございました。（拍
手）

閉会の宣告

議長（佐藤 二郎君） 以上で、今期定例会は3月6日以来、議案、請願、陳情、正副議長選挙及び委員会の所属変更など、13日間にわたる審議はすべて終了いたしました。

また、議員各位には議会運営に御尽力・御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。町長はじめ執行部の方々におかれましては、議案審議に対し御協力をいただき心より御礼を申し上げます。

また、私、このたび議長に就任し、その責任の重大さを身にしみて痛感いたしております。今後とも、議員の皆様方、執行部の皆様方には御支援・御協力をお願い申し上げます次第でございます。

これをもって、平成20年第1回日出町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、平成20年第1回日出町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

これで、閉会いたします。御苦勞でございました。

午後2時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年 3月18日

前議長 佐藤 克幸

議長 佐藤 二郎

前副議長 荒金 啓治

署名議員 上野 公則

署名議員 辛島雄三郎

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年 月 日

前議長

議長

前副議長

署名議員

署名議員